

## 小中学校・保育所等専用

## 飯田市美術博物館見学申請書（兼 観覧料減免申請書）

飯田市長

次のとおり飯田市美術博物館の見学について申請します。あわせて、飯田市美術博物館条例第10条第1項第1号の規定による観覧料の減免を申請します。

申請日	令和 年 月 日				
申請者	所在地				
	学校名又は園名等				
	代表者の職・氏名	職名	氏名	⑩	
	担当者名と連絡先	TEL — —			
観覧年月日と在館時間	令和 年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
希望する観覧時間	<input type="checkbox"/> プラネタリウム 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで <u>※プラネタリウム投影申請書も提出してください。</u> <input type="checkbox"/> 展 示 観 覧 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで <u>※飲食用のスペースを予約することはできません。</u>				
入館人員	引率職員	名			
	小中学生（ 学年）	名			
	園 児	名			
	その他（ ）	名	計	名	
引率職員氏名					
減免を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 学校教育法の教育課程に基づく小中学生の観覧及び引率 <input type="checkbox"/> 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部による正規の活動としての園児の観覧及び引率				

## 教育委員会記入欄

決裁	教育次長	副館長	庶務係長	学芸係	受付
	課長専決 条例減免				

減免の可否  可：減免率 100 分の 100（免除）  否：減免非該当 でのろしいか。